第3章 史跡の概要

1 史跡指定の経緯

本史跡は、古くは『日本書紀』にその記述があるなど、その存在は古くから知られており、大正10年3月3日に兵庫県下最大の古墳として史跡指定(兵庫県下第1号)を受ける。

〇内務省告示第三十八號 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス 大正十年三月三日 内務大臣 床次竹二郎 第一類 種別 名 称 地目 地 積 地 名 地 番 旧蹟地 一〇六二六坪 史蹟 五色塚(千壺)古墳 兵庫県明石 小壺古墳 郡垂水村大 字西垂水字 嘉右ヱ門山 墳 町 同塚後 一九〇七 原野 、〇三二六 同嘉右ヱ門 一九二九 、〇六〇三 田 Ш 一九三〇 司 同 、〇二一八

以上区域内ニ包含スル道路

一、指定ノ事由

保存要目中史蹟ニ関スル部第三(古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑)ニ依ル

同

同

二、保存ノ要件

現状ヲ変更スベキ行為ハ公益上已ムヲ得ザルモノヲ除クノ外之ヲ許可セザルト同時ニ土地ノ利用ニ付テハ 姑ク従来ノ慣行ニ従フ

一九三一

一九三二

同

同

一九三二ノニ 原野

、〇二〇四

、〇一〇九

、〇二二八

舞子駅ノ東約三丁餘ニ在リ南面セル前方後圓墳ニシテ長軸約百二十間後圓部直徑約八十四間高サ約十間前 方部ノ一部軌道ノタメニ截斷セラルモ、他ハヨク保存セラレ封土上ニハ埴輪圓筒及ビ葺石ヲ存シ又老松繁茂 セリ

其ノ西方ニ小壺古墳アリ壯大ナル圓墳ナルモ大ニ原形ヲ損セリ

しかし、その後古墳は荒廃し、墳丘は鬱蒼とした森に変貌を遂げていたが、第2次世界大戦中に燃料として樹木が切り倒されたため墳丘が姿をあらわす事となる。戦後、食料増産のため墳丘が開墾されたことや、西側濠内の民有地埋め立てなどが引き金となって、有識者や地元住民の保存運動が起こった。昭和39年(1964)に「五色塚古墳保存会」が設立され、「古墳の完全な保存と周辺整備・公園化の要望」が神戸市に出された。これにより、昭和40年より五色塚古墳・小壺古墳の整備事業が開始された。

国内初となる本格的な復元整備事業は、10年の歳月を経て、昭和50年に古墳公園として 開園した。加えて五色塚古墳の南東隅にあった宅地が公有化され、昭和49年と54年に追加 指定を受けた。

○文部科学省告示第八十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡五色塚(千壺)古墳・小壺古墳(大正十年内務省告示第三十八号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十九年五月二十二日

文部大臣 奥野 誠亮

所 在 地	地	域
神戸市垂水区五色山四丁目	一九〇五番ノー、一九〇五番ノニ	

〔追加指定理由〕

- (ア) 基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部第1 (古墳) による。
- (イ)説 明 大阪湾の舞子浜に面して構築されている五色塚(千壺)古墳は、県下最大の規模を有する前方後円墳としてよく旧規を保ち、その西に接した小壺古墳と共に、周濠の一部を除いた主要部分が指定されていたが、周濠の東南部分が未指定となっているため、この部分を追加して指定するものである。

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡五色塚(千壺)古墳・小壺古墳(大正十年内務省告示第三十八号及び昭和四十九年文部省告示第八十一号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和五十四年七月二日

文部大臣 内藤誉三郎

所 在 地	地	域
神戸市垂水区五色山四丁目	一九一九番ノ三、一九二〇番ノ六	、一九二〇番ノ七
	(右の地域内に介在し、及び東接	する道路敷を含む。)

[追加指定理由]

- (ア) 基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部第1(古墳)による。
- (イ)説 明 五色塚古墳及び小壺古墳は、瀬戸内海に面した台地上に所在する古墳時代中期の前方後円 墳及び円墳である。この五色塚古墳の東南隅の周濠の一部が未指定であったので、今回追 加指定するものである。

その後、昭和57年に市営住宅建替えのため行われた第2次調査で外堤と小壺古墳周濠が確認され、昭和59年の第4次調査では、五色塚古墳の外堤埴輪列と周溝が確認された。このことから、昭和61年に「市営住宅跡地の整備と五色塚古墳本体と周辺整備」を目的とした「五色塚整備懇談会」が設置され、史跡追加指定の範囲や資料館建設などが協議された。平成元年より資料館建設に向け市営住宅跡地についての所管替えの手続きなどを行っていた際に、阪神・淡路大震災が発生し協議が中断された。

その後も神戸市において五色塚古墳・小壺古墳の整備、資料館の建設などの史跡地整備 に向けた協議が行われ、平成18年度に周溝などが確認された市営住宅跡地の一部が追加指 定された。

○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる 史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十八年七月二十八日

文部科学大臣 小坂 憲次

上	欄		下欄
名 称	関係告示	所 在 地	地 域
五色塚(千	大正十年内務	兵庫県神戸	一九〇九番一のうち実測一〇四九・八七平方メートル、
壺) 古墳	省告示第三八	市垂水区五	一九〇九番三六のうち実測一五・六四平方メートル
小壺古墳	号、昭和四十九	色山三丁目	
	年文部省告示		
	第八十一号及	同 五色山	一四九七番のうち実測――八三・九六平平方メートル、
	び昭和五十四	四丁目	一四九九番一のうち実測一三一八・七五平方メートル、
	年文部省告示		一八九一番のうち実測一五七四・一六平方メートル
	百三十号		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、兵庫県垂水区
			五色山三丁目一四九六番と同五色山四丁目一四九七番
			に挟まれ同五色山三丁目一九〇五番一に東接するまで
			の道路敷のうち実測一四八四・三八平方メートル、同
			五色山四丁目一四九七番に南接し同一九二九番一に東
			接するまでの道路敷、同五色山四丁目一八九一番に接
			する道路敷、同五色山三丁目─九○六番に西接し同─
			九○九番三六に北接するまでの水路敷のうち実測一○
			七・三七平方メートルを含む。
			備考 一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定
			するものについては、地域に関する実測図を兵庫県教
			育委員会及び神戸市教育委員会に備え置いて縦覧に供
			する。
〔追加指定理由]		

- (ア) 基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護員会告示第2号) 史跡の部一による。
- (イ)説 明 古墳時代前期後半から末に築造された古墳。五色塚古墳は全長194mで兵庫県最大の前方後円墳、小壺古墳は径67mの大型円墳。墳丘、葺石等の保存状態も良好である。 五色塚古墳周濠外側を巡る周溝と小壺古墳の周濠のうち、条件が整った部分を追加指定する。

また、発掘調査及び復元整備の正式報告書作成に伴う出土品などの再整理作業が完了し、 平成22年(2010)に出土品(408点)が考古資料として市有形文化財に指定された。

神戸市教育委員会委員会告示第17号

神戸市文化財の保護及び文化財の取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)第6条第1,第38条第1項の規定により,神戸市指定文化財を次のように指定する。

平成22年3月19日

神戸市教育委員会 委員長 森 脇 俊 道

1 指定する文化財

種 類	名 称	数量	所有者・管理者	所在地
				石井ダム堤体内ホール
				(北区山田町下谷上)、神
± → ½ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	史跡五色塚古墳・小壺	一括	神戸市	戸市埋蔵文化財センター
考古資料	古墳出土品	(408点)	(神戸市教育委員会)	(西区糀台6丁目)、五色
				塚古墳管理事務所(垂水
				区五色山4丁目)

そのうち保存状態の良い80点については平成24年に国の重要文化財に指定された。

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により、次の表の表に掲げる 有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣 平野 博文

(考古資料の部)

名称及び員数	所 有 者	所有者の住所
兵庫県五色塚古墳出土品		
一、 鰭付円筒埴輪 四十二点	神戸市	
一、鰭付朝顔形埴輪 三点	(神戸市埋蔵文化財セン	兵庫県神戸市中央区加納町六-
一、円筒埴輪 三点	ター保管)	五一一
附 一、形象埴輪残欠 十七点	グ 一体目/	
一、土器・土製品 十五点		

2 指定地の現状

(1) 指定地の土地所有状況

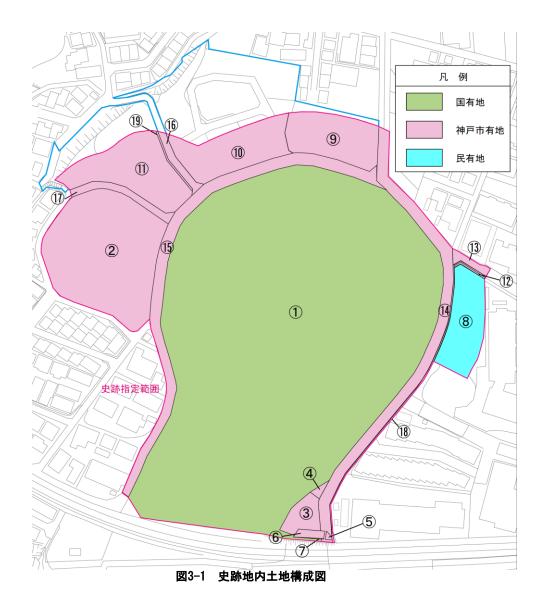
史跡指定地は大部分が公有地化されており、民有地についても所有者の協力により「保存緑地」として公園化されている。

地番ごとの土地所有の状態は表のとおりである。

表3-1 土地所有内訳表

			· ·				
番号	町名	地域	地目	面積(m²)	所有者	指定日	備考
1	垂水区五色 山四丁目	(無番地)		34901. 4	玉	T10. 3. 3	五色塚公園(千壺古墳)
2	垂水区五色 山四丁目	1892 番	宅地	1375. 2	神戸市	T10. 3. 3	五色塚公園(千壺古墳)
3	垂水区五色 山四丁目	1905 番 1	宅地	439. 9	神戸市	S49. 5. 22	五色塚公園(千壺古墳)
4	垂水区五色 山四丁目	1905 番 2	宅地	56. 59	神戸市	S49. 5. 22	五色塚公園(千壺古墳)
⑤	垂水区五色 山四丁目	1919番3	雑種地	16. 01	神戸市	S54. 7. 2	五色塚公園(千壺古墳)
6	垂水区五色 山四丁目	1920 番 6	雑種地	95	神戸市	S54. 7. 2	五色塚公園(千壺古墳)
7	垂水区五色 山四丁目	1920 番 7	雑種地	10	神戸市	S54. 7. 2	五色塚公園(千壺古墳)
8	垂水区五色 山三丁目	1909番1の 一部	宅地	1, 049. 87	民有地	H18. 7. 28	公簿面積 6, 200. 63 ㎡のうち実測面積 1,049.87 ㎡、保存緑地
9	垂水区五色 山四丁目	1497番の一 部	原野	1, 183. 96	神戸市	H18. 7. 28	公簿面積 1,203 ㎡のうち実 測面積 1183.96 ㎡、バス駐 車場
10	垂水区五色 山四丁目	1499番1の 一部	原野	1, 318. 75	神戸市	H18. 7. 28	公簿面積 4, 109 ㎡のうち実 測面積 1318. 75 ㎡
(1)	垂水区五色 山四丁目	1891番の一部	宅地	1, 574. 16	神戸市	H18. 7. 28	公簿面積 2,066.11 ㎡のう ち実測面積 1574.16 ㎡
12	垂水区五色 山三丁目	1909番 36 の一部	公衆用 道路	15. 64	神戸市	H18. 7. 28	公簿面積 120 ㎡のうち実測 15.64 ㎡ (市道西垂水 95 号 線の一部)
13	垂水区五色 山三丁目	1485番2に 南接する	道路	96. 05	神戸市	H18. 7. 28	実測面積 96.05 m³ (市道西 垂水 95 号線の一部)
<u>(14)</u>	垂水区五色 山三丁目	1906番地先 ~1496番地 先	道路	1, 484. 38	神戸市	H18. 7. 28	実測面積 1484.38 ㎡ (市道 西垂水 114 号線の一部)
15	垂水区五色 山四丁目	1497番地先 ~1929番 1 地先	道路	1, 627. 83	神戸市	H18. 7. 28	実測面積 1627.83 ㎡ (市道 西垂水 119 号線の一部・市 道西垂水 122 号線の一部・ 市道垂水里 414 号線・市道 西垂水 153 号線の一部)

16	垂水区五色 山四丁目	1499番1に 西接する	道路	154. 22	神戸市	H18. 7. 28	実測面積 154.22 ㎡ (市道西 垂水 119 号線の一部)
17)	垂水区五色 山四丁目	1891番に南接する	道路	238. 91	神戸市	H18. 7. 28	実測面積 238.91 ㎡ (市道西 垂水 122 号線の一部)
18	垂水区五色 山三丁目	1909番36 に北接し、 1909番1~ 1906番に西 接する	水路	107. 37	神戸市	H18. 7. 28	幅 0.50~0.80m、総延長 191.93m、実測面積 107.37 ㎡ (市道西垂水 95 号線の一 部・市道西垂水 114 号線の 一部に平行する、水路 1)
19	垂水区五色 山四丁目	1891番に東接する	水路	33. 57	神戸市	H18. 7. 28	幅 0.90m、総延長 37.72m、 実測面積 33.57 ㎡ (市道西 垂水 119 号線の一部に平行 する、水路 3)
	合計		-	45778. 81	-		



(2) 法的規制

●文化財保護法

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」には文化財保護法第125条に基づき文化庁長官等の許可(国の機関である場合は法第168条の同意)を受けなければならない。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際には、掘削に着手する前に 文化財保護法第93条第1項、第94条第1項に基づき文化庁長官に届出または通知しなけれ ばならない。更に、工事中、若しくは試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見が生じた 際においても、文化財保護法第96条、第97条に基づき文化庁長官に届出または通知しなけ ればならない。

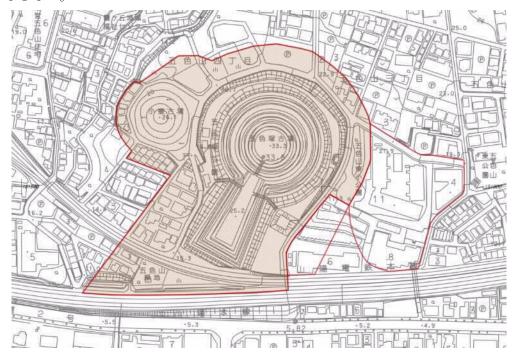


図 3-2 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲図(網掛け部分)

●都市計画法

計画地の区域は市街化区域となっており、用途地域などが定められている。その内容は以下のとおりである。

用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	150%
敷地面積最低限度	無制限
高度地区	第2種高度地区
防火地域	準防火地域



図 3-3 用途地域図



図 3-4 防火地域図

●都市公園法

「史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳」は、神戸市の都市公園となっており、都市計画 法施行令に定める特殊公園の一類種である歴史公園(※1)に位置づけられる。

この公園は、都市公園法により施設の規格化、管理の適正化を図り、適切な維持が効果的に運用されている。本市における公園管理は、同法と同法に基づく施行令、神戸市公園条例、同施行規則等により運用されている。

(※1) 歴史公園

都市計画法上の都市施設である公園としては、同法施行規則に定める特殊公園の一類型として「歴史公園にあっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する」と定義されている。

都市公園法上の都市公園としては、同法施行令中の「国が設置するその他の都市公園」の区分で、「歴史的意義を有する土地を含む土地の区域」に「歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮」したものがこれに該当する。



図 3-5 公園範囲図

3 調査成果の概要

(1) 第1次調査

第1次調査は、昭和40年12月1日から昭和50年3月31日まで行われた。五色塚古墳、小 壺古墳の保存と整備活用を目的とした調査であり、その契機や経過の詳細については、第 5章に記載する。ここでは、『史跡五色塚古墳 小壺古墳発掘調査・復元整備報告書』に基 づいて調査成果の概要を記述する。

●墳 丘

五色塚古墳は、墳丘長194m、3段築成の前方後円墳で、周囲には濠が巡る。各段の斜面には葺石が葺かれ、墳頂と各段のテラスには埴輪が樹立されている。墳丘の高さは東側くびれ部濠底を基準にすると、後円部は18.8m、前方部先端は13.0mである。墳丘の断ち割り調査は、前方部で2か所、後円部で3か所行った。いずれも中段テラスから上段斜面途中までで、墳丘の構築状況を把握するためには不十分であるが、墳丘構築時の旧地形や墳丘盛土について想定することができている。断ち割り調査で確認された墳丘地山面の高さは、後円部北側22m、後円部東側21m、くびれ部東側20.5m、前方部南東側19.4mである。

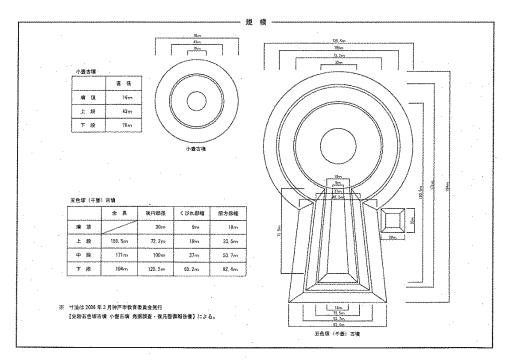


図 3-6 五色塚古墳・小壷古墳の規模

古墳周辺の地山面の高さは、後円部北側23~24m、後円部東側21m、くびれ部東側18m、前方部南東側16m、前方部南側の山陽電鉄南に島状に残る部分の最高所18mである。北から南へゆるやかな傾斜をもった台地を利用していることがわかる。また、西側より東側の方がやや低い。これも旧地形によるものと考えられる。墳丘は中段の一部まで地山を利用しており、盛土実施前に地表面の表土層を除去して水平に整地している。その直上に厚さ10~15cmほどの焼土や灰を含むと考えられる硬く締まったシルト層が敷かれている。その上で、周濠を掘削した地山掘削土と砂礫を混合した土を使用して、まず墳丘外側に大きく土手状の盛土をしたのち、内側を水平に積み上げて墳丘を構築している。墳丘各部の高さについて基底石の高さで比較すると、各段ともに非常に揃っており、平面形、立面形ともに精度の高い測量技術で構築されたことがわかる。

小壺古墳は、直径70mの円墳で、2段築成である。葺石は葺かれておらず、墳頂と下段 テラスに埴輪が巡っている。墳丘の高さは、およそ8.5mである。墳丘の断ち割り調査を行っていないため、盛土の詳細は不明であるが、地山を利用しつつ大部分が盛土であろうと 考えられる。

●葺 石

五色塚古墳の墳丘斜面は、上・中・下段ともに全面に葺石が葺かれている。その総数を 想定すると、2,233,500個、2,784トンにもなる。

使用された石材は、上・中段が径15~30cm程度の円礫で、斑糲岩を主体とし、花崗岩を伴う。少量の凝灰岩や安山岩、チャートなども含まれる。地質学的に淡路島北東岸で産出するものであることが有力との分析結果が出ている。『日本書紀』神功摂政元年春二月の条

に「乃詳為天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石。仍編船絙于淡路嶋、運其嶋石而造之」とある 伝承との関連を窺わせる調査結果であり、注目される。下段は径5~10cm程度で古生層系 のチャート、珪石などが多く、若干の砂岩、流紋岩、花崗岩系の礫、珪化木の礫が含まれ、 垂水礫層中の組成と一致する。上・中段の葺石とは異なり、付近の海岸や河川で採取した ものや、周濠の掘削中に出てきたものなどを使用したのではないかと考えられる。

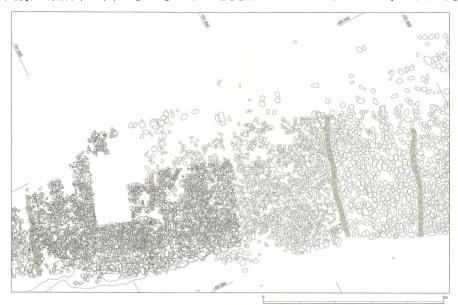


図 3-7 前方部東側下段区画列石



図 3-8 西側くびれ部上段・墳頂基底石列

区画石列は前方部東側下段で縦方向に4か所確認できる。間隔は2.3m、5.0m、3.5mと様々で、横方向の区画石列は確認できない。その他、前方部西側中段、南側中段でも1か所ずつ確認できる。

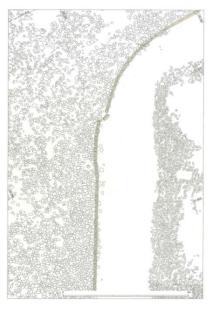


図3-9 東側くびれ部下段基底石列

基底石の状況から、葺石施工順序を想定できる部分がある。西側くびれ部上段の基底石は後円部の基底石が円弧のまま前方部葺石のなかに置かれており、後円部が先に施工されていることがわかる。また、東側くびれ部下段の基底石は、前方部側と後円部側の施工のずれを解消するかのように、基底石1石が斜めに据えられている。作業の最終工程がくびれ部であったと考えられる。

後円部東側下段では、下段基底列石の下にさらに短い傾斜が造られている部分がある。 これに直交して濠底傾斜面も造られている。これらは、島状遺構の高さを造るためと高く 見せるために濠底を下げたと考えられる。

この他、東西くびれ部下段では、暗渠排水施設と考えられる遺構が確認されている。葺石の石材とは異なり、西側では結晶片岩の板石、東側では花崗岩の円礫が使用されている。

●周 濠

周濠の形状を確認するために、周囲を巡る道路で断ち割り調査している。しかし、周濠 外側上端は確認されなかったため、この道路形状が周濠の形状であると考えられる。周濠 の底は墳丘地山面と同様に、北から南に緩やかに傾斜している。

●島状遺構・通路状遺構

周濠内に墳丘からは独立した島状遺構が2か所確認されている。ひとつは調査前から明確な高まりが確認できていた。東側くびれ部付近に位置し、一辺約20m、高さ約1.5mの方形で、斜面には径5cm程度の小さな礫が葺かれている。斜面からは埴輪片が出土しており、頂部に埴輪が樹立していた可能性もある。断ち割り調査を行っているが、埋葬施設はなく、すべて盛土で作られていることがわかった。

西側くびれ部には残りが悪いが、島状遺構の葺石が確認されている。古文献や古絵図にも左右対称に島状遺構が記載されていることから、西側くびれ部にも同程度の遺構があったと考えられる。

後円部北東側に南北約15.5m、東西の現長8m、高さ1.5~2mで東の道路敷まで広がる遺構が確認された(北東マウンド)。斜面には小礫を葺き、東側くびれ部の島状遺構と同様に埴輪片が出土している。この遺構はほぼ地山を削り出して作っていて、後円部下段との間は斜面の裾が接し、その間に礫を敷き詰め、接続させているように見える。西側斜面では円筒埴輪棺が2基検出されている。

濠底の調査も一部行われている。前方部南面では、上面幅2.5mの通路状の遺構が確認されている。周濠を掘ったあとに盛土されており、斜面には墳丘下段と同様に小礫が葺かれている。埴輪片が混入していることから、埴輪樹立後に築かれたと考えられている。

●埴輪列

五色塚古墳では、後円部、前方部ともに、墳頂、上段テラス、中段テラスの3段に鰭付円筒埴輪や鰭付朝顔形埴輪などが巡らされていた。取り上げた埴輪はおよそ600本であり、墳丘全体では約2200本もの埴輪が樹立していたと推定できる。幅0.5~0.7m、深さ0.4~0.5 mの溝状の掘形を設け、鰭と鰭が接するように、または前後に重なるように設置されている。

小壺古墳でも五色塚古墳と同様に、墳頂と中段テラスに埴輪が巡っていることが確認された。鰭付円筒埴輪、鰭付朝顔形埴輪、家形埴輪、靫形埴輪が出土している。想定される埴輪の総数は、約320本である。



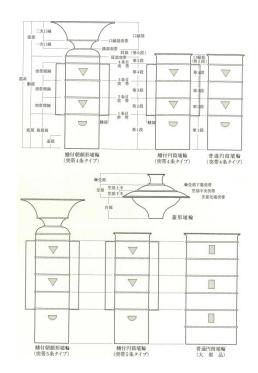


図 3-10 前方部東側中段および後円部中段の柱穴

図 3-11 各種埴輪の規格・各部名称

取り上げた埴輪は、報告書作成にあたって整理作業が進められた。透孔の形状や組み合せなどを基準として13類型に分類でき、口縁部の形状や長さ、記号などから更に細分できることがわかった。これを踏まえ、より詳細な分析を行い、埴輪工人集団の想定もされている。埴輪の年代はII期とされる4世紀後半の特徴を示しており、最下段の高さ、突帯間隔などがほぼ一定で、厳密な規格管理が考えられる。1条目突帯から口縁部、鰭部には赤色顔料の塗布がみとめられるものが多く、分析の結果、焼成前にベンガラが塗られていることがわかった。このほか、蓋形埴輪や盾形埴輪などの形象埴輪が少量出土している。

(2) その後の周辺部範囲確認調査

第1次調査ののち、五色塚古墳周辺では10数次の発掘調査が行われている。

指定地北側には、かつて市営住宅が建っていた敷地があり、建替えに伴い行われた第2次調査では、周濠の外側に埴輪列を伴う外堤と周溝が発見された。周溝はその後の調査でも確認され、周濠に併行して巡ることがわかった。北西側では幅3~5 m、深さ0.2~0.55 mで、やや屈曲しながら小壺古墳の周濠にとりつくと考えられる。周溝中からは埴輪片が出土しており、外堤上には円筒埴輪が立て並べられていたと考えられる。第2次調査では、基底部のみであるが、大型の埴輪が据えられていることが確認されており、その樹立間隔は確認できたところで約1.5 mである。

第4次調査では、小壺古墳の北から北東側にかけて、周濠が確認されている。周濠は西側にもめぐることが確認できるが、南側の様相は不明である。東側で五色塚古墳の周濠と接続するものと考えられるが、詳細はわかっていない。

表3-2 五色塚古墳・小壺古墳調査履歴

年 度	調査次数	調査期間	調査面積	調査原因	出土遺構など	備考
1965 (昭和 40) ~ 1975	第1次	19651201~ 19750331		五色塚古墳整備	墳丘部に葺石及び埴輪や 埴輪列のほか、周濠・島 状遺構・北東マウンド・ 通路状遺構	復元 整備
(昭和 50) 1983 (昭和 58)	第2次	19830222~ 19830331	150 m²	市営住宅建替	五色塚古墳周溝・外堤埴 輪列	保存
1984 (昭和 59)	第3次	19841002~ 19841020	100 m²	集合住宅建設	五色塚古墳周溝	保存
1985 (昭和 60)	第4次	19850110~ 19850331	1900 m²	市営住宅建替	五色塚古墳周溝・外堤埴 輪列・小壺古墳周濠	保存
1985 (昭和 60)	第5次	19851216~ 19860215	970 m²	集合住宅建設	五色塚古墳周溝	保存
1986 (昭和 61)	第6次	19860808~ 19860827	200 m²	集合住宅建設	五色塚古墳周溝	保存
1986 (昭和 61)	第7次	19860930~ 19861013	240 m²	集合住宅建設	古墳周溝?	消滅
1986 (昭和 61)	第8次	19861106~ 19870520	3316 m²	集合住宅建設	近世墓	消滅
1987 (昭和 62)	第9次	19870706~ 19870716	30 m²	集合住宅建設	五色塚古墳周溝	保存
1989	第10次	19890125~ 19890202	100 m²	公園建設	五色塚古墳周溝・周濠	保存
1989	第11次	19890417~ 19890420	40 m²	集合住宅建設	五色塚古墳周溝・周濠	保存
1991 (平成 3)	欠番	19910301~ 19910331	560 m²	範囲確認	土坑	保存
1993 (平成 5)	第 12 次	19930823~ 19931110	1000 m²	範囲確認	古墳時代溝	保存

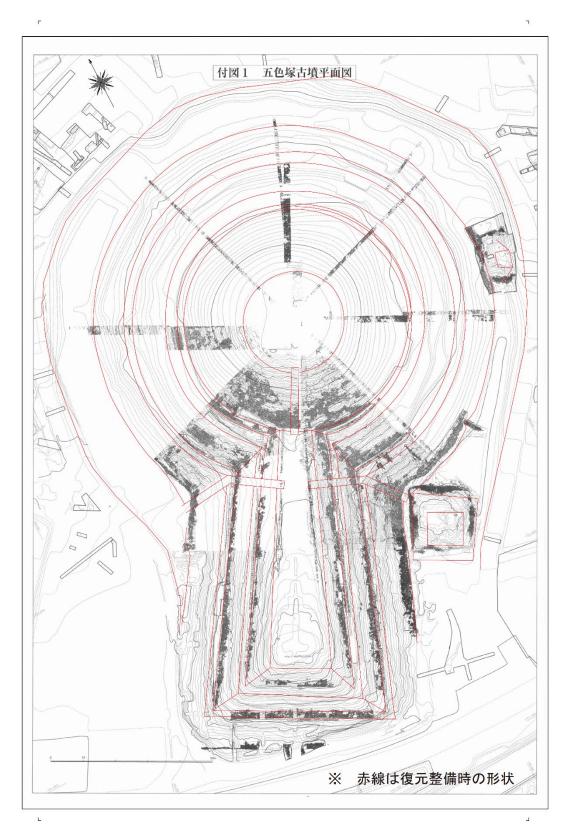


図3-12 五色塚古墳発掘調査図

